



⑧〔田畑泥入御書上帳〕（部分）

天明3年（1783）10月

大噴火の3カ月後に前橋藩領新堀村（現前橋市新堀村）の惣百姓個々の持高に対する泥入田畑を調査した帳簿の控です。泥入田畑の下には「泥入」、泥入を免れた田畑の下には「無難」と記帳されています。付箋（はりがみ）はその後の起返しおこしかえ（※）の畝歩せぶを記したものです。同様の帳簿は各村々で作成されたと思われます。

※起返し…江戸時代、いったん荒地になった田畑を再び耕地として復活させること（『古文書用語辞典』柏書房より）

前橋市新堀町自治会文書 P8209 No.6

【史料⑧】〔田畑泥入御書上帳〕 天明三年十月

〔釈文〕

（前略）

ノ四畝歩 泥入
 残而六反八畝拾壹歩 無難

本代永百七拾歩

五畝貳拾貳歩 酉より畑成

内壹畝拾四歩○ 兵 七
 内壹畝四歩 ○ 権右衛門
 内三畝四歩 ○ 吉右衛門
 ノ五畝貳拾貳歩 泥入

一 下麦田壹町三反八畝拾貳歩

此訳

本代八斗八升

壹町三反貳畝貳拾七歩

内壹反貳畝貳歩○ 定右衛門

〔付箋〕
 内廿歩 畑ニ起返し

同壹反七畝三歩○ 幸 助
 同四畝貳拾四歩○ 甚兵衛
 同貳反四畝八歩○ 傳右衛門

（後略）